

## 振込規定（海外送金）

取引規約等において定義された用語は、別途定義されない限り、本規約（規定）においても同じ意味を持つものとします。

### 1 適用範囲

当行は、外為送金依頼書および電話による送金の依頼による次の各号に定める外国送金取引については、この「振込規定」により取扱います。

- ① 外国向送金取引
- ② 国内にある当行の支店または他の金融機関にある受取人の預金口座への外貨建送金取引
- ③ 外国為替法規上の（非）居住者と非居住者との間における国内にある当行の支店または他の金融機関にある受取人の預金口座への円貨建送金取引
- ④ その他前各号に準ずる取引

### 1 の 2 反社会的勢力との取引拒絶

振込は、第 4 条第 4 項各号のいずれにも該当しない場合に依頼することができ、第 4 条第 4 項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの振込の依頼をお断りするとともに、当該依頼人との振込依頼取引を制限もしくは停止できるものとします。

### 2 定義

この規定における用語の定義は、次の通りとします。

- ① 外国向送金

取引依頼人の委託に基づき、当行が、依頼人の指定する外国の金融機関にある受取人の預金口座に一定額を入金することを委託するための支払指図を、関係銀行に対して発信すること（口座振込）をいいます。

- ② 支払指図

依頼人の委託に基づき、当行が、一定額を受取人の処分可能にすることを委託するために関係銀行に対して発信する指示をいいます。

- ③ 支払銀行

受取人の預金口座への送金資金の入金または受取人に対する送金資金の支払いを行う金融機関をいいます。

④ 関係銀行

支払銀行および送金のために以下のことを行う金融機関をいいます。

- a. 支払指図の仲介
- b. 銀行間における送金資金の決済

### 3 送金の依頼

(1) 送金の依頼は、次により取扱います。

- ① 店頭および電話による送金の依頼は、当行所定の受付時間内に受け付けます。
- ② 店頭以外での送金の依頼については、当行所定の受付時間内にて、当行所定の金額の範囲内とします。
- ③ 当行所定取扱時間終了後および銀行休業日にて受け付けた場合には、前項の規定にかかわらず、依頼日の翌営業日に支払指図を発信します。
- ④ 送金の依頼にあたっては、当行所定もしくは当行の承認を得た外為送金依頼書、または当行所定の方法により事前に内容を登録するための依頼書等を使用し、送金の種類、支払方法、受取銀行名、支店名または住所、受取人名、受取人口座番号および受取人の住所・電話番号、送金金額、依頼人/送金人名、依頼人の住所、電話番号、関係銀行手数料の負担者区分など当行所定の事項を正確に記入し、署名または記名押印のうえ、提出してください。なお、送金人は依頼人と同一であるものとし、依頼人が第三者のために依頼する送金は取扱いません。
- ⑤ 当行は前号により外為送金依頼書に記載された事項または電話により指示された事項を依頼内容とします。
- ⑥ 送金の依頼または事前の送金登録依頼の際は個人番号の届け出が必要となります。届け出がない場合、既に登録された送金内容であっても削除させていただく場合があります。
- ⑦ 犯罪による収益の移転防止に関する法律その他の法令に基づき必要な場合、依頼人の職業および送金を行う目的を確認させていただきます。
- ⑧ 犯罪による収益の移転防止に関する法律その他の法令を遵守するため、登録日または最終利用日から一定期間利用を確認できない送金登録は削除することがあります。

(2) 送金の依頼を受けるにあたっては、外国為替関連法規上所定の確認が必要ですので、次の手続きをしてください。

- ① 外為送金依頼書に、送金目的その他所定の事項を記入または電話による送金の依頼の場合は送金目的を申し出てください。

- ② 所定の公的書類により本人確認済の依頼人の預金口座から送金資金を振替る場合等を除き、当行所定の告知書に必要とされる事項を記入し提出してください。
  - ③ 所定の公的書類により本人確認済の依頼人の預金口座から送金資金を振替る場合等を除き、氏名、住所、および個人番号を確認できる所定の本人確認書類等を提出してください。
  - ④ 許可等が必要とされる取引の場合には、その許可等を証明する書面を提示または提出してください。
- (3) 送金の依頼を受付けるにあたっては、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与の防止に関連する法目的を達成するために、当行は、依頼人に、送金資金の源泉を立証する書類の提示を求めることがあります。
- (4) 送金の依頼にあたっては、依頼人は当行に、送金資金の他に、当行所定の送金手数料・関係銀行手数料その他この取引に関連して必要となる手数料・諸費用（以下「送金資金等」といいます。）を支払ってください。なお、小切手その他の証券類による送金資金等の受入れはしません。

#### 4 送金委託契約の成立と解除等

- (1) 送金委託契約は当行が送金の依頼を承諾し、送金資金等を受領したときに成立するものとします。
- (2) 外為送金依頼書による依頼の場合、当行は、外為送金依頼書（控）等を交付します。外為送金依頼書（控）等は、解除や組戻の場合など、後日提出していただくことがありますので、大切に保管してください。なお、来店または電話による送金委託契約が成立したときは、当行は、その内容を当行所定の取引明細に記載します。預金者は、それを受取った場合は、直ちに記載内容を確認するものとします。預金者は、その記載内容に関する照会等については、その作成日から3カ月以内に行うものとし、当行は、それ以降の照会を拒否することができるものとします。郵送による送金指示については郵送送金指示取扱規定が適用されます。
- (3) 第1項により送金委託契約が成立した後においても、当行が関係銀行に対して支払指図を発信する前に次の各号の事由の一つにでも該当すると認めたときは、当行から送金委託契約の解除ができるものとします。この場合、解除によって生じた損害について当行は責任を負いません。
- ① 取引等の非常停止に該当するなど、送金が外国為替及び外国貿易法や米国財務省外国資産管理室による規制、その他日本及び外国の外国送金関連法規制に違反するとき
  - ② 戦争、内乱、もしくは関係銀行の資産凍結、支払停止などが発生し、またはそのおそれがあるとき
  - ③ 送金が犯罪や不正にかかわるものであるなど相当の事由がある時
  - ④ 上記以外の場合でも、合理的な理由があり、当行が当行の裁量により、本送金委託契約を解約すべきと判断した場合

- (4) 次の各号の一にでも該当し、依頼人からの振込依頼を実行することが不適切である場合には、当行は振込依頼を拒絶し、または依頼人に通知することによりこの振込依頼契約を解約することができるものとします。なお、当行が通知によりこの振込依頼契約を解約する際に、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した場合は、かかる通知が延着しまたは到達しなかったときでも、それが依頼人の責めに帰すべき事由による場合には、通常到達すべき時に到達したものとして振込依頼契約は解約されるものとします。
- ① 依頼人が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
  - ② 依頼人が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
    - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
    - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
    - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
    - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
    - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
  - ③ 依頼人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
    - A. 暴力的な要求行為
    - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
    - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
    - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
    - E. その他 A から D に準ずる行為
- (5) 前項による解約の場合には、送金資金等を返却しますので、当行所定の受取書等に、外為送金依頼書に使用した署名または印章により署名または記名押印のうえ、第 2 項に規定する外為送金依頼書（控）等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または書面にて保証人を求めることがあります。
- (6) 受取書等に使用された署名または印影を、外為送金依頼書に使用された署名または印影と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたらうえ、送金資金等を返却したときは、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (7) 当行が第 4 項により預金口座取引を解約し、それにより損失、損害または諸費用が発生した場合には、依頼人がそれらを負担します。また、当行は、同条項による解約によって依頼人にいかな

る損失、損害または諸費用が発生しても、当行に過失がある場合を除き、一切責任を負いません。

## 5 支払指図の発信等

- (1) 当行は、送金委託契約が成立したときは、前条第 3 項により解除した場合を除き、送金の依頼内容に基づいて、遅滞なく関係銀行に対して支払指図を発信します。
- (2) 当行は送金実行のために、日本および海外の関係各国の法令・制度・勧告・習慣、関係銀行所定の手続き、または外国送金に用いられる伝達手段における要件等に従って、次の各号の情報のいずれか、または全てを支払指図に記載して関係銀行に伝達します。また、関係銀行からの求めに応じて、送金実行のために、情報を伝達する場合があります。なお、それらの情報は、関係銀行によってさらに受取人に伝達されることがあります。
  - ① 外為送金依頼書に記載された情報
  - ② 依頼人の口座番号・住所、取引番号、その他依頼人を特定する情報
  - ③ 受取人の口座番号・住所、その他受取人を特定する情報
- (3) 支払指図の伝送手段は、当行が適当と認めるものを利用します。また、関係銀行についても、依頼人が特に指定した場合を除き、同様とします。
- (4) 次の各号のいずれかに該当するときは、当行は、依頼人が指定した関係銀行を利用せず、当行が適当と認める関係銀行によることができるものとします。なおこの場合、当行は依頼人に対してすみやかに通知します。
  - ① 当行が依頼人の指定に従うことが不可能と認めたとき
  - ② 依頼人の指定に従うことによって、依頼人に過大な費用負担または送金に遅延が生じる場合などで、他に適当な関係銀行があると当行が認めたとき
- (5) 前 3 項の取扱いによって生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。

## 6 手数料・諸費用

- (1) 送金の受付にあたっては、当行所定の送金手数料・関係銀行手数料その他この取引に関連して必要となる手数料・諸費用をいただきます。なお、この他に、関係銀行にかかる手数料・諸費用を後日いただくこともあります。また、依頼人より、関係銀行にかかる手数料・諸費用は依頼人が負担するとの申出を受け、当行が諸手数料に関し、依頼人の負担とするよう送金指図を発信するも、これらが送金金額から差し引かれた場合については、当行は責任を負いません。
- (2) 照会、変更、組戻しの受付にあたっては、次の各号に定める当行および関係銀行の所定の手数

料・諸費用をいただきます。この場合、前項に規定する手数料等は返却しません。なお、このほかに、関係銀行にかかる手数料・諸費用を後日いただくこともあります。組戻しの場合には関係銀行にかかる手数料、諸費用が差し引かれて資金が返戻されることがあります。

- ① 照会手数料
- ② 変更手数料
- ③ 組戻手数料
- ④ 電信料・郵便料
- ⑤ その他照会、変更、組戻しに関して生じた手数料・諸費用

## 7 為替相場

- (1) 送金の受付にあたり、送金資金を送金通貨と異なる通貨により受領する場合に適用する為替相場は、先物外国為替取引契約が締結されている場合を除き、当行の計算実行時における所定の為替相場とします。
- (2) 第4条第4項、第9条第3項、第11条第1項第3号の規定による送金資金等または返戻金の返却にあたり、当行が依頼人にそれらの資金を送金通貨と異なる通貨により返却する場合に適用する為替相場は、先物外国為替取引契約が締結されている場合を除き、当行の計算実行時における所定の為替相場とします。

## 8 受取人に対する支払通貨

依頼人が次の各号に定める通貨を送金通貨として送金を依頼した場合には、受取人に対する支払通貨は依頼人が指定した通貨と異なる通貨となることもあります。この場合の支払通貨、為替相場および手数料等については、関係各国の法令、慣習および関係銀行所定の手続きに従うこととします。

- ① 支払銀行の所在国の通貨と異なる通貨
- ② 受取人の預金口座の通貨と異なる通貨

## 9 取引内容の照会等

- (1) 依頼人は、送金依頼後に受取人に送金資金が支払われていない場合など、送金取引について疑義のあるときは、すみやかに取扱店またはプレスティアホンバンキングに照会してください。この場合には、当行は、関係銀行に照会するなどの調査をし、その結果を依頼人に報告します。なお、照会等の受付にあたっては、当行所定の依頼書の提出を求めることもあります。
- (2) 当行が発信した支払指図または交付した送金小切手について、関係銀行から照会があった場合には、送金の依頼内容について依頼人に照会することがあります。この場合には、すみやかに回答し

てください。当行からの照会に対して、相当の期間内に回答がなかった場合または不適切な回答があった場合には、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

- (3) 当行が発信した支払指図または交付した送金小切手について、関係銀行による支払指図の拒絶等により送金ができないことが判明した場合には、当行は依頼人にすみやかに通知します。この場合、当行が関係銀行から送金にかかる返戻金を受領したときには、直ちに返却しますので、第 11 条に規定する組戻しの手続に準じて、当行所定の手続をしてください。

## 10 依頼内容の変更

- (1) 送金委託契約の成立後にその依頼内容を変更する場合には取扱店の窓口において、次の変更の手続によります。ただし、送金金額を変更する場合には、第 11 条に規定する組戻しの手続により取扱います。
- ① 変更の依頼にあたっては、当行所定の内容変更依頼書に、外為送金依頼書に使用した署名または印章により署名または記名押印のうえ、第 4 条第 2 項に規定する外為送金依頼書（控）等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または書面にて保証人を求めることがあります。なお、送金小切手が依頼人に対して交付されている場合には、その送金小切手も提出してください。
- ② 当行が変更依頼を受けたときは、当行が適当と認める関係銀行および伝送手段により、内容変更依頼書の内容に従って、変更の指図を発信するなど、遅滞なく変更に必要な手続をとります。
- (2) 前項の依頼内容の変更にあたっての内容変更依頼書の取扱いについては、第 4 条第 5 項の規定を準用します。また、前項第 2 号の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 本条に規定する変更は、関係銀行による変更の拒絶、法令による制限、政府または裁判所等の公的機関の措置により、その取扱いができない場合があります。変更ができず組戻しを行う場合には、次条に規定する組戻しの手続をしてください。

## 11 組戻し

- (1) 送金委託契約の成立後にその依頼を取りやめる場合には取扱店の窓口において、次の組戻しの手続により取扱います。
- ① 組戻しの依頼にあたっては、当行所定の組戻依頼書に、外為送金依頼書に使用した署名または印章により署名または記名押印のうえ、第 4 条第 2 項に規定する外為送金依頼書（控）等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または書面にて保証人を求めるこ

とがあります。なお、送金小切手が依頼人に対して交付されている場合には、その送金小切手も提出してください。

- ② 当行が組戻しの依頼を受けたときは、当行が適当と認める関係銀行および伝送手段により、組戻依頼書の内容に従って、組戻しの指図を発信するなど、遅滞なく組戻しに必要な手続をとります。
  - ③ 組戻しを承諾した関係銀行からの送金にかかる返戻金の受領を当行が確認できた場合には、その返戻金を直ちに返却しますので、当行所定の受取書等に、外為送金依頼書に使用した署名または印章により署名または記名押印のうえ、提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または書面にて保証人を求めることがあります。
- (2) 前項の組戻しの依頼にあたっての組戻依頼書の取扱いおよび返戻金の返却にあたっての受取書等の取扱いについては、第4条第5項の規定を準用します。また、前項第2号の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 本条に規定する組戻しは、関係銀行による組戻しの拒絶、法令による制限、政府または裁判所等の公的機関の措置等により、その取扱いができない場合があります。

## 12 通知・照会の連絡先

- (1) 当行がこの取引について依頼人に通知・照会をする場合には、外為送金依頼書に記載された住所・電話番号を連絡先とします。
- (2) 前項において、連絡先の記載の不備または電話の不通等によって通知・照会をすることができなくても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

## 13 災害等による免責

次の各号に定める損害については、当行は責任を負いません。

- ① 災害・事変・戦争、輸送途中の事故、法令による制限、政府または裁判所等の公的機関の措置等のやむを得ない事由により生じた損害
- ② 当行が相当の安全対策を講じたにもかかわらず発生した、端末機、通信回線、コンピュータ等の障害、またはそれによる電信の字くずれ、誤謬、脱漏等により生じた損害
- ③ 関係銀行が所在国の慣習もしくは関係銀行所定の手続に従って取扱ったことにより生じた損害、または当行の本支店を除いた関係銀行の責に帰すべき事由により生じた損害
- ④ 受取人名相違等の依頼人の責に帰すべき事由により生じた損害
- ⑤ 依頼人から受取人へのメッセージに関して生じた損害
- ⑥ 依頼人と受取人または第三者との間における送金の原因関係にかかる損害

⑦ その他当行の責に帰すべき事由以外の事由により生じた損害

#### **14 譲渡、質入れの禁止**

本規定による取引に基づく依頼人の権利は、譲渡、質入れすることはできません。

#### **15 預金規定の適用**

依頼人が送金資金等を預金口座から振替えて送金の依頼をする場合における預金払戻しについては、関係する預金規定により取扱います。

#### **16 法令・規則等の遵守**

本規定に優先する法令または法令に基づく命令、規制等がある場合は、本規定にかかわらずそれらが適用されるものとし、また、本規定に定めのない事項については、日本および関係各国の法令、慣習および関係銀行所定の手続に従うことにします。

#### **17 正文**

本規定の日本語と英語の記載内容に関して相違が生じた場合には、日本語の規定を優先します。

以上、振込規定（海外送金）は、2025年7月1日より適用します。

株式会社 SMBC 信託銀行

規約 05（日）2507